

岩手大学旅行命令権の委任規則

平成 1 6 年 4 月 1 日 制 定
令和 8 年 2 月 1 9 日 最終改正

- 第 1 条 学長は、その権限に属する旅行命令権の一部を別表左欄に掲げる部局長等に委任する。
- 2 旅行命令権者に事故があるときは、当該旅行命令権者の職務の事務代理又は事務取扱を命ぜられた職員が、その権限を行使するものとする。
- 第 2 条 委任の範囲は、別表右欄の委任の範囲に定める者の旅行とする。ただし、部局等に派遣された技術部所属職員及び研究支援・産学連携センター所属職員の旅行命令権については、派遣先の部局長等に委任する。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 5 月 1 8 日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日から施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表

部局長等	委任の範囲	
	職員等	職員等以外の者
学務部長	学務部所属職員	学務部の用務により出張を依頼される者
研究・地域連携部長	研究・地域連携部所属職員	研究・地域連携部の用務により出張を依頼される者
法人運営部長	法人運営部所属職員（財務課、経理課及び施設課所属職員を除く）	法人運営部（財務課、経理課及び施設課を除く）の用務により出張を依頼される者
法人運営部次長	財務課、経理課及び施設課所属職員	財務課、経理課及び施設課の用務により出張を依頼される者
経営企画本部長	戦略企画・評価分析室所属職員	戦略企画・評価分析室の用務により出張を依頼される者
技術部長	技術部所属職員	技術部の用務により出張を依頼される者
学部長	学部所属職員、非常勤講師及び客員教授等	学部の用務により出張を依頼される者
教育学部附属学校長	教育学部附属学校所属職員及び非常勤講師	教育学部附属学校の用務により出張を依頼される者
研究科長（総合科学研究科長を除く。）	研究科所属職員、非常勤講師及び客員教授等	研究科の用務により出張を依頼される者
総合科学研究科長	研究科共通科目等を担当する非常勤講師及び客員教授等	総合科学研究科の用務により出張を依頼される者
総合科学研究科の各専攻長	各専攻の授業科目等を担当する非常勤講師及び客員教授等	総合科学研究科の各専攻の用務により出張を依頼される者
地域防災研究センター長	地域防災研究センター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	地域防災研究センターの用務により出張を依頼される者
平泉文化研究センター長	平泉文化研究センター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	平泉文化研究センターの用務により出張を依頼される者
三陸水産研究センター長	三陸水産研究センター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	三陸水産研究センターの用務により出張を依頼される者
ものづくり技術研究センター長	ものづくり技術研究センター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	ものづくり技術研究センターの用務により出張を依頼される者
次世代アグリイノベーション研究センター長	次世代アグリイノベーション研究センター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	次世代アグリイノベーション研究センターの用務により出張を依頼される者

分子接合技術研究センター長	分子接合技術研究センター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	分子接合技術研究センターの用務により出張を依頼される者
図書館長	図書館所属職員	図書館の用務により出張を依頼される者
保健管理センター長	保健管理センター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	保健管理センターの用務により出張を依頼される者
情報基盤センター長	情報基盤センター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	情報基盤センターの用務により出張を依頼される者
国際教育センター長	国際教育センター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	国際教育センターの用務により出張を依頼される者
教学マネジメントセンター長	教学マネジメントセンター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	教学マネジメントセンターの用務により出張を依頼される者
地域協創教育センター長	地域協創教育センター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	地域協創教育センターの用務により出張を依頼される者
教員養成支援センター長	教員養成支援センター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	教員養成支援センターの用務により出張を依頼される者
研究支援・産学連携センター長	研究支援・産学連携センター所属職員、非常勤講師及び客員教授等	研究支援・産学連携センターの用務により出張を依頼される者
R I 総合実験センター長	R I 総合実験センター所属職員	R I 総合実験センターの用務により出張を依頼される者
地域社会教育推進室長	地域社会教育推進室所属職員、非常勤講師及び客員教授等	地域社会教育推進室の用務により出張を依頼される者
環境マネジメント推進室長	環境マネジメント推進室所属職員、非常勤講師及び客員教授等	環境マネジメント推進室の用務により出張を依頼される者
ダイバーシティ推進室長	ダイバーシティ推進室所属職員	ダイバーシティ推進室の用務により出張を依頼される者

備考 委任の範囲における学部所属職員のうち、農学系事務部の職員の旅行命令権は、農学部長へ委任するものとする。